

社会福祉法人

平泉町社会福祉協議会 役員及び評議員並びに各種委員会の  
委員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 11 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人平泉町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、各種委員会の委員と併せて役員等という。
- (2) 常務理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 平泉町の一般職の職員が前条に定める役員等に就任した場合、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常務理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 月額 30 万円
- (2) 賞与 在任年数に 1 万円を乗じた金額。なお、在任年数の端数は

切り上げる。

(3) 退職慰労金 在任年数に1万円を乗じた金額。なお在任年数の端数は、切り上げる。

2 非常勤の理事に対する報酬の額は、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、次のとおりとする。

	日額 (円)
理事会等会議への出席	3, 110
上記の他、法人運營業務のための出勤	3, 110

3 監事に対する報酬の額は、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、次のとおりとする。

	日額 (円)
社会福祉法第45条の28第1項に規定する監査の職務を行ったとき	5, 000
理事会等会議への出席	3, 110
上記の他、法人運營業務のための出勤	3, 110

4 評議員に対する報酬の額は、定款に定める総額を超えない範囲で、次のとおりとする。

	日額 (円)
評議員会、委員会等会議への出席	3, 110
上記の他、法人運營業務のための出勤	3, 110

5 各種委員会委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

	日額 (円)
委員会等会議への出席	3, 110
上記の他、法人運營業務のための出勤	3, 110

(報酬等の支給方法)

第5条 常務理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬、賞与 事務局職員給与規程に準ずる。

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 非常勤の役員、評議員及び各種委員会の委員に対する報酬は、会議の出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金に当たっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程による計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

2 社会福祉法人平泉町社会福祉協議会役員等の報酬規程(平成17年4月1日制定)は、廃止する。

3 この規程は、平成31年2月25日から施行する。